

熊本県の学校における働き方改革推進プラン【たたき台】概要

期間：令和2年度～令和5年度（4年間）

＜本プランの目的（学校における働き方改革によって目指す姿）＞

- 時代や社会の変化とともに、新学習指導要領をはじめとした教育内容や学校の機能・役割が大きく変化中、それぞれの職責を果たすために長時間勤務している教職員が存在しています。長時間勤務は教職員の心身の健康に影響を与えるだけでなく、子どもたちへの教育にも大きな影響を及ぼすものです。
- 本プランでは、熊本県の公立学校において、教職員が心身ともに健康でワーク・ライフ・バランスを実現できる環境を整え、子供たちと向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現を目指す。

方針	学校・市町村教委、各種調査から得られた意見等	主な取組項目	勤務時間の上限の方針
1. 勤務時間の適正管理等	○教職員への勤務時間の適正管理の意識醸成が必要	・タイムカード等による勤務時間の適正管理 ・勤務時間の割り振りに関する検討【新】 ・変形労働時間制に関する検討【新】	県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針 ○目安時間1 月の時間外勤務の上限の目安時間 45時間以内 ○目安時間2 年の時間外勤務の上限の目安時間360時間以内 【特例的な扱い】 臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合 ○1年間の時間外勤務時間が720時間を超えないこと。この場合においては、45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。 ○また、1か月の時間外勤務が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2～6か月）の各期間について、時間外勤務の1か月当たりの平均が80時間を超えないようにすること。
2. 教職員の意識改革	○削減目標等の業務改善ポリシーの作成が必要 ○全教職員が働き方改革の必要性を理解することが必要 ○先進的な取組の情報共有が必要 ○他校の取組事例の情報提供が必要	・教職員研修、管理職研修の実施 ・アドバイザーによる働き方点検【拡】、好事例集の作成、先進的な取組の普及 ・優良学校の表彰【新】、学校閉庁日・ノー残業デー・部活動休養日の設定・拡大【拡】★ ・学校評価の評価項目に業務改善や働き方に関する項目を設定【新】★ ・各校の学校運営協議会による教職員の働き方改革取組状況のチェック【新】★ ・教職員のアイデアを生かした改革の推進【拡】	
3. 人材の確保・活用	○教職員の増員が必要 ○部活動、個別支援等の負担が大きく負担軽減が必要 ○専門家への相談体制の充実が必要 ○増加する若手教員の人材育成が必要	・教職員の配置拡充の検討【拡】★ 教員定数改善、非常勤講師増員、小学校教科担任制など ・専門的人材等の活用拡充の検討【拡】★ SSW、SC、SSS、特別支援教育支援員、キャリアサポーター、部活動指導員、地域学校協働活動推進員など ICT支援員の配置、ICTヘルプデスクによるサポート体制の検討、スクールロイヤーの検討 学力向上アドバイザー、学級経営アドバイザーによるサポート体制拡充の検討 ・ボランティアの活用【拡】 登下校の安全見守り、グラウンド整備、読み聞かせ など ・若手教員のサポート【拡】★ スーパーティーチャーによる指導、研究授業の映像記録化・提供	
4. 業務の削減・効率化	○欠席連絡など始業前に業務対応 ○農場管理など始業前に業務対応 ○授業の準備時間の確保が必要 ○会議、資料作成の負担軽減が必要 ○指導要録、健康診断票等の電子化が必要 ○習熟度に応じた個別指導の負担軽減につながる教材が必要 ○文書管理が各学校で異なり統一化が必要 ○会議、研修の出張の負担軽減が必要 ○調査や作品募集の負担軽減が必要 ○部活動や課外の指導の負担軽減が必要 ○校務分掌に偏りあり平準化が必要 ○農場管理のあり方、ICT化の検討が必要 ○中学校部活動等の適正化の検討が必要 ○童話発表会の開催方法の見直し ○生徒数の規模に応じた行事や部活動の精選が必要 ○学校徴収金業務の負担軽減が必要	・ICT活用による業務効率化の検討【新・拡】★ ICTを活用した情報共有・会議等のペーパーレス化・文書管理、デジタル教材の活用 テレビ会議システムによる遠隔の会議・研修の、eラーニングの推進 校務支援システムの導入・機能充実（出席簿、欠席連絡、指導要録、通知表、成績処理、検診票等の電子化） ・学校への調査の精選、作品募集の集約、パンフレット等の資料配布の見直し【拡】 ・学校の行事・学校運営の見直し【拡】★ 部活動指針の徹底、複数顧問の活用、部活動指導員の配置、合同トレーニングの実施 留守番電話の活用、校務分掌の平準化 中学校部活動、研究指定校、農場管理のあり方の検討 学校行事の精選、内容の見直し ・その他の業務見直し 給食費の公会計化、学校訪問、課外のあり方の検討【新】 学校徴収金のあり方の検討【新】★	
5. 保護者等の理解促進	○中体連、小体連の大会等の見直しが必要 ○行事等の見直しには保護者等の理解、協力が必要、保護者対応に時間	・各種団体への行事の精選、大会の見直しなどの協力要請【拡】★ 中体連、小体連の大会・行事の見直しの検討など ・保護者への部活動見学会や講演会等の学校情報の積極的な提供	
6. 教職員の健康サポート	○時間外勤務が月80時間超の教職員の健康サポートが必要	・産業医による保健指導の充実、メンタルケアサポートの充実【拡】 ・衛生委員会の趣旨徹底、労働安全衛生法の周知【拡】	

*【新】は新規の取組み、【拡】は拡充する取組み、★は重点取組。

教職員の時間外勤務の状況

【平成30年度】
 （県立学校7校）
 年506時間／人
 月42時間／人
 （市町村立学校20校）
 年624時間／人
 月53時間／人

【令和元年9月】
 45時間以上の教職員の割合
 （県立学校） 45.4%
 （市町村立学校） 49.0%
 80時間以上の教職員の割合
 （県立学校） 13.8%
 （市町村立学校） 8.4%